

小林市住宅等リフォーム促進事業補助金の対象工事について

平成 29 年度より以下のような形に内容が変更しております。

※対象工事※

- ① 既存の住宅等の増築及び一部改築工事
- ② 浴室、台所、洗面室及びトイレの改修工事
- ③ 屋根のふき替え、塗装及び防水工事（屋根回り修繕含む）
- ④ 外壁の張り替え及び塗装工事（外壁回り修繕含む）
- ⑤ 床、内壁及び天井の張り替え、塗装、その他の内装工事
- ⑥ 床、外壁、窓、天井及び屋根の断熱工事
- ⑦ 雨どいの取替え及び修繕工事
- ⑧ 造作家具工事（大工工事が伴うものに限る）
- ⑨ バリアフリー改修工事（市が実施する他の同様の助成制度を利用する場合は除く）
- ⑩ その他

※対象外工事※

- ① 申請及び交付決定前に着工した工事
- ② 広告看板等の設置費用
- ③ 工事機械、工具等の購入及びレンタル費用
- ④ エコキュート、電気温水器、IHクッキングヒーター、太陽光発電設置、灯油ボイラー、ガス給湯器 その他これらに類する製品の設置及び購入費用
- ⑤ エアコン、その他電化製品、冷暖房器具 または 家具の設置及び購入費用
- ⑥ 外構工事（フェンス、柵、車庫、カーポート、ウッドデッキ、サンルーム、庭木等）
- ⑦ 公共下水道及び農業集落排水事業に関する宅内排水設備の管路工事
- ⑧ 合併浄化槽の設置及び管路工事
- ⑨ 電話、インターネット、テレビアンテナ等の設置及び配線工事
- ⑩ 既存住宅の解体工事 ※解体工事単独の場合
- ⑪ シロアリ駆除その他の防虫、消毒を目的とした薬剤の散布及び塗布費用
- ⑫ ハウスクリーニング
- ⑬ 外壁等の洗浄作業 ※洗浄単独の場合
- ⑭ 諸手続及び申請に要する手数料
- ⑮ 市が実施する他の同様の補助金 または 助成金を利用する工事
- ⑯ その他